

取扱職種の範囲等の明示書

事業所名 北海道科学大学

本学は、職業安定法第33条の2に定める「学校等の行う無料職業紹介事業」を行っており、職業安定法第32条の13に定める「取扱職種の範囲等の明示等」について下記のとおり明示します。

1. 職業紹介対象者の範囲

本学の在学生及び卒業生・修了生を対象とします。

2. 取扱職種の範囲等

次の場合を除いた新規大学卒業・修了見込者等を対象とする全ての職種とします。

- (1) 申込みの内容が法令に違反している場合
- (2) 法令により明示が義務付けられている労働条件を明示しない場合
- (3) 賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合

3. 苦情の処理に関する事項

当該事業に係る苦情等の問い合わせ事項の担当者は、職業紹介担当者です。

本学は、職業安定機関と連携を図りつつ、当該事業に係る苦情に対しては、迅速かつ適切に対応いたします。

4. 求職者の個人情報の取扱いに関する事項

当該事業に係る個人情報の取扱者は、職業紹介担当者です。

取扱者は、個人情報に関して、新規大学卒業・修了見込者等から本人の個人情報について開示の請求があった場合は、その請求に基づき本人の専攻や有する資格等客観的事実に基づく情報の開示を遅延なく行うものとします。さらに、これに基づき訂正(削除を含む)の請求があったときは、遅延なく訂正を行うものとします。